

職人さんの貸し借りをして、その職人さんの賃金を

親方同士で支払うことは労働者派遣法の違反となります。

従来から、棟上時に職人さんの貸し借りをして、その日の賃金を応援に来てくれた職人さん直に賃金を支払うのは問題ないのですが、その職人の雇用主である事業主にまとめて支払う場合は労働者派遣法違反となります。

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けてこの派遣先事業所のために従事することを言います。

派遣元事業主が労働者派遣事業を行う場合には、厚生労働省の届出や許可が必要となります。 無許可の労働者派遣事業は法違反で罰則適用があります。

しかも、建設業の現場作業員の労働者派遣は派遣法で禁止されています。

(施工管理は除きます)

よって建設業の現場作業員を雇用調整する方法は職業紹介事業のみとなります。

※職業紹介事業とは、紹介元が自分の知り合い等(労働者)を、相手方(紹介先)に紹介して相手方が雇用し働かせる制度です。

※**労働者派遣法違反**にならないようご注意ください。

① 派遣先の事業主から、直接本人に対して賃金を払う。

※直属の事業所に対して支払いする場合は(違反となります。)

② 請負業者と発注者間で注文書等を作成し請負契約を交わして下さい。

(例) 棟上時の場合・・・棟上工事作業10工で、10万円など

※不明瞭な点がありましたら、労災係までご連絡ください。